

## (5) 平時の電力データ活用

### (a) 背景・目的

前回の中間取りまとめにおいて、電力データは、社会的課題の解決や新たな価値の創造など、様々な活用ニーズがある一方で、消費者は自らの個人情報がどのように活用されるのかということに不安を感じているとの意見もあったことから、電力データの活用に当たっては、消費者保護に万全を期す仕組みづくりが重要であるという方向性を示した。

これを踏まえ、一般送配電事業者と電力データ利用者を仲介する中立組織である「認定電気使用者情報利用者等協会」（以下「認定協会」という。）に係る新制度も含めた改正電気事業法が2020年6月に成立した。

この新制度において、個人のプライバシーやセキュリティ確保に万全を期す観点から、個人情報を含む電力データについては、この認定協会を介してのみ行うことができることになっており、2022年4月の施行に向けて、2020年7月から再開した本小委員会において、計6回にわたって議論を重ね、以下のとおり、認定協会の認定基準、データ活用に係る費用の扱い、スケジュールといった点について検討し、制度の方向性を整理した。

### (b) 詳細設計の方向性

#### ① 認定協会の認定基準

個人情報を含む電力データの提供は、国が認定する認定協会を介してのみ行うことができることになっており、認定協会の認定基準において個人のプライバシーやセキュリティ確保に万全を期すことが必要である。

よって、認定協会の認定基準については、先行事例である情報銀行の認定基準、情報セキュリティに係る認証である ISMS 認証（JISQ27001）及び個人情報に係る認証である P マーク認証（JISQ15001）の基準を包括したものとし、以下を骨子として検討することとした。

表 9 認定基準の骨子（案）

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	ISMS	Pマーク
1. 定款	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定款に以下事項が定められていること               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電気使用者情報の利用・提供の適正化を図り、もって電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とすること</li> <li>✓ 名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度</li> <li>✓ 電気使用者情報利用者等（電気使用者情報を利用しようとする者（以下「情報提供先」という。））、電気使用者情報を提供しようとする一般送配電事業者及び配電事業者）を会員に含むこと</li> <li>✓ 電事法違反及び電事法に基づく命令違反の会員の除名処分の規定</li> </ul> </li> </ul>			

改正電気事業法  
独自の基準

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	ISMS	Pマーク
2. 業務規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務規程に以下事項が定められていること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会員へ電気使用者等情報を提供する業務</li> <li>✓ 会員への指導、勧告等</li> <li>✓ 会員への報告徴収</li> <li>✓ 会員への情報提供（適正な競争に資する情報、苦情対応結果）</li> <li>✓ 電力データ活用実績等の社会への情報公開</li> <li>✓ 付帯事業（匿名加工、統計情報の提供等）</li> <li>✓ 苦情対応</li> <li>✓ 会員からの他会員の不適正な行為の通報対応</li> <li>✓ 協会の職員、役員の情報目的外使用の禁止</li> </ul> </li> </ul>			
改正電気事業法 独自の基準				
3. 業務遂行能力 ①情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報セキュリティに係る方針を策定すること</li> <li>● 情報セキュリティ方針又は業務規程等に以下の内容が含まれていること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報セキュリティリスクアセスメントのプロセスを定め、リスク分析、評価、対応</li> <li>✓ 情報セキュリティに関して、内部及び外部とのコミュニケーションの内容、時期、対象者やプロセス</li> <li>✓ 定期的なリスクアセスメントや、内部監査の実施による情報セキュリティマネジメントの適切性、妥当性及び有効性の継続的な改善</li> <li>✓ マルウェアからの保護のための検出、予防、回復の管理策を策定し、実施すること</li> <li>✓ 利用中の情報システムの技術的せい弱性に関する情報を時機を失わずに獲得し、せい弱性に組織がさらされている状況进行评估し、リスクへの適切な手段をとること</li> </ul> </li> <li>● 情報セキュリティ方針を組織内に伝達し、必要に応じて、利害関係者が入手可能にするための措置を講じていること</li> <li>● 情報及び情報処理施設に関連する資産を特定の上、これらの資産の目録を作成し、維持していること</li> </ul>	○	○	
3. 業務遂行能力 ②プライバシー保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報保護に係る方針を策定すること</li> <li>● 個人情報保護方針や業務規程等に以下の内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報保護リスクの特定、分析や必要な対策を講ずる手順</li> <li>✓ 個人情報の保護に関して、内部及び外部とのコミュニケーションの内容、時期、対象者やプロセス</li> <li>✓ <b>情報提供先は十分な個人データの保護水準を満たしている者を選定すること。（具体的には、第三者認証（Pマーク又はISMS認証等）を取得するとともに協会の認定基準に準じた対応を行っていることを確認）</b></li> <li>✓ 情報提供先から別の第三者に対する情報の再提供の原則禁止</li> <li>✓ 監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順</li> <li>✓ 個人情報の管理を第三者に委託（データの打ち込み、加工等のデータ処理などを想定）する場合にあっては、個人情報保護法第22条の規定に基づき、当該委託先に対して行う必要な監督の方法</li> <li>✓ 内部向け個人情報保護方針を組織内に伝達し、必要に応じて、利害関係者が入手可能にするための措置を講じていること</li> </ul> </li> <li>● 個人データの取扱いに関する責任者を設置すること</li> <li>● 外部向け個人情報保護方針について、一般の人が入手可能な措置を講じていること</li> <li>● 個人情報を管理するための台帳を整備していること</li> </ul>	○		○
3. 業務遂行能力 ③ガバナンス体制 a. 相談対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務規程等に以下内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報提供者（需要家）からの電話や電子メール等による問い合わせ、連絡、相談等を受け付けるための窓口の整備</li> <li>✓ 上記の相談等に説明責任を負うこと</li> </ul> </li> </ul>	○		○
3. 業務遂行能力 ③ガバナンス体制 b. 諮問体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務規程等に以下の内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電力データ活用に関する契約や利用方法、情報提供先などについて適切性を審議し、必要な助言を行う外部委員から構成される諮問機関の設置 ※上記諮問機関を構成する外部委員として、個人情報保護法等に関する深い見識を有する法律実務者、消費者保護に関する有識者、データ解析等に関するエンジニア、セキュリティの専門家が、少なくとも含まれること</li> <li>✓ 上記諮問機関に対する、認定協会が定期的に電力データ活用に関する報告</li> <li>✓ 上記諮問機関が行う認定協会に対する、必要な調査や報告徴収</li> </ul> </li> </ul>	○		
3. 業務遂行能力 ③ガバナンス体制 c. 監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務規程等に以下内容が含まれていること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報セキュリティやプライバシー保護に係る内部監査の定期的な実施、その結果を整理・保持</li> </ul> </li> </ul>	○	○	○

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	I SMS	Pマーク
3. 業務遂行能力 ④業務内容 a. 情報提供先に求める内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の内容を含めた情報提供先との契約約款等を策定・公表すること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データの提供方法</li> <li>✓ データ利用の目的</li> <li>✓ 相談や問い合わせを行う方法</li> <li>✓ 情報提供者（需要家）から同意の撤回があった場合の対応</li> <li>✓ 情報活用に当たって発生した紛争についての協会の解決のための対応</li> <li>✓ 情報セキュリティ・個人情報保護の措置（認定協会と同等）</li> <li>✓ 再提供の制限</li> <li>✓ 万が一提供データの漏えい等があった場合の報告等の対応</li> </ul> </li> </ul>	○		
3. 業務遂行能力 ④業務内容 b. 情報提供者に対する説明及び同意取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務規程や手順書等に以下内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報提供者（需要家）に対し、以下の内容を伝えた上で、同意を得ること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用の対象となる個人情報の範囲、活用の目的</li> <li>・ 情報提供による便益</li> <li>・ 相談や問い合わせを行う方法</li> <li>・ 情報活用に当たって発生した損害に対する認定協会が一義的に負う賠償責任</li> </ul> </li> <li>・ 情報提供者（需要家）に対し、一度同意をした場合であっても、同意の撤回ができることとその方法等の説明</li> </ul> </li> </ul>	○		
3. 業務遂行能力 ④業務内容 c. 個人のコントロール性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務規程や手順書等に以下内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 以下の点に留意された情報提供者（需要家）の同意の取得方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供先や利用目的等について情報提供元が選択可能</li> <li>・ ユーザーにとって利用が容易なユーザーインターフェイスを用意</li> <li>・ 上記のような観点で適切な方法であるか、諮問機関に説明し、助言等を受けること</li> </ul> </li> <li>・ 情報提供者（需要家）が、提供した情報の提供履歴を閲覧できる仕組み</li> </ul> </li> <li>✓ 情報提供者（需要家）が、（個人情報保護法第28条に基づく）保有個人データの開示の請求を可能とする仕組み</li> <li>✓ 情報提供者（需要家）が、情報の提供に関する同意の撤回を求めた場合に対応を可能とする仕組み</li> </ul>	○		○
4. 経営的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務を健全・適確に遂行するための財産的基礎を有していること</li> <li>● 損害賠償請求があった場合に対応できる能力があること</li> </ul>	○		

## ②データ活用に係る費用の取扱い

認定協会を通じて提供されたデータを用いて実施される事業は、必ずしも電気事業として行われるものではない。また、こうしたサービスの受益者は、これらの個別のサービスの提供を受ける者であり、必ずしも全ての電気の需要家が、これらの個別のサービスの提供を受けるわけではないことから、認定協会に係る費用については、これらのサービス提供者及び受益者が負担することが適当である。

他方、認定協会を通じて提供されたデータを用いて実施される事業の中には、例えば研究機関が学術的な目的で利用すること等、直接利益を生まない公益的な目的で実施されるものも想定される。本小委員会においても、このような公益的な目的で利用されるものの取扱いについては、前述の電力データ利用者が負担するという考え方によるべきかどうか、検討が必要ではないかとの意見があった。

しかし、電力データ活用は、今後徐々に進んでいく中、公益性に着目して費用負担の在り方を区別する場合、公益性をどう定義するかが論点になるところ、具体的なケースがないことや、現時点で将来的なデータ利用量を見通すことは困難であるため、本取組の立ち

上げ時点においては、受益者負担（情報提供先の負担）を原則としつつ、今後、事業の進展に応じ、公益性の認められるサービスの具体化動向や利用見通しを見極めた上で、改めて検討を行うこととする。

### ③スケジュール

速やかにデータ提供が実施できるよう、認定協会については、本制度が施行される2022年4月に速やかに認定を行うことを目指していくこととした。

また、認定協会については、利用者ニーズを踏まえた仕組み及びシステムを構築する観点から、設立に関わる意思のある電力データ利用者等を募り、個人情報保護や消費者保護、データ解析、セキュリティ等の専門家等の意見も聴きつつ、検討を進めていくべきである。

## (6) 電源投資の確保

### (a) 背景・目的

前回の中間取りまとめにおいて、電源全体の投資を安定的に確保するため、電源特性等も踏まえつつ、長期的な予見可能性を与える制度措置が必要であると整理していたところ、2020年7月から再開した本小委員会において、制度措置の方向性の議論を始めた。

この間、2020年10月には、菅内閣総理大臣より2050年のカーボンニュートラル実現を目指すことが宣言され、それを受けて、2021年1月に、梶山経済産業大臣から、カーボンニュートラル目標と安定供給の両立に向けた電源投資促進のための電力市場の整備を始めとしたテーマについての検討指示がなされた。

また、2020年12月から2021年1月にかけては、電力需給が逼迫し、スポット市場価格が高騰する事態が生じたが、日頃稼働していない老朽火力も含め、あらゆる発電所をフル稼働させて安定供給の確保に取り組んだ。その後、電力・ガス基本政策小委員会において行われた検証の議論の中では、2050年カーボンニュートラル実現と安定供給の両立に向けて、中長期的には、化石火力への依存度を低減させつつ、化石火力が担ってきた供給力や調整力を確保する必要があるとあり、新規投資を足下から促していくことが重要であることとされており、前回の中間取りまとめにおける新規投資の必要性が再認識される形となった。

上記の環境変化も踏まえつつ、本小委員会において計4回にわたって議論を重ね、以下のとおり、電源投資確保のための新たな制度措置の方向性を検討した。

### (b) 本制度の検討

#### ①発電事業の課題と本制度の基本的考え方

前回の中間取りまとめにおいては、本制度の検討に当たり、2020年夏に開始される容量市場の状況も見つつ、具体的な検討を深めていくこととしていたが、同年7月に行われた容量市場のオークション結果も踏まえ、発電事業における収入構造を確認し、本制度の検討における基本的考え方を整理した。

#### (発電事業の収入構造)

発電事業は、長期の建設期間の中で巨額の初期投資を行い、これを長期の発電期間の中で投資回収を行っていく構造となっている。

発電事業者は、主に「自社の小売部門への社内取引（旧一般電気事業者によるグロスビディングを含む。）」、「小売電気事業者への相対取引」、「スポット市場を通じた小売電気事業者への売電」によって発電した電気を販売している。現在、グロスビディングを含めれば、スポット市場を介した電気の取引は全体の約4割を占めており、その取引量の大きさもあり、「社内取引」や「相対取引」の価格も、スポット市場価格の影響を大きく受ける構造となっている。

2024年度以降は、発電事業者がスポット市場で売電する場合には、スポット市場からの収入に容量市場からの収入を加えた額となり、「社内取引」や「相対取引」の価格がスポット市場価格の影響を大きく受ける構造を踏まえると、発電事業者の基本的な収入構造は、

スポット市場からの収入と容量市場からの収入の合計額が指標となると考えられる。

スポット市場価格は2019年度単純平均価格7.9円/kWh、容量市場は2円弱/kWh(2020年容量市場オークションの総平均価格9,534円/kWhを設備利用率70%と仮定して換算。)となっており、容量市場等の開始後も、kWh価値による収入が過半を占めており、スポット市場の価格の影響を強く受ける構造が存続している。

表10 発電事業者の主な収入構造

	スポット市場	容量市場
取引する価値	kWh 価値	kW 価値
価格決定方式	シングルプライス	シングルプライス
価格に影響を与える要素	化石燃料の価格・需要動向・再生可能エネルギーの導入状況など	火力発電所の運転維持費など
収入額	発電量(kWh)に比例(変動的収入)	容量(kW)に比例(固定的収入)
価格水準	7.9円/kWh ※ 2019年度単純平均価格	平均2円弱/kWh ※ 2020年容量オークションの総平均価格9,534円/kWh(約定価格は14,137円/kWh)を、設備利用率70%と仮定して換算。

※非化石電源であれば、上記に加えて、非化石価値取引市場からの収入を得られるが、FIT電気由来の非化石価値取引価格(1.3円/kWh程度)を基準に考えれば、総収入の1割程度となり、収入構造の大宗には影響しない。

※容量市場において、全ての固定費を回収する訳ではなく、スポット市場からも固定費の一部を回収。

※調整力価値も提供し得る電源であれば、需給調整市場からの収入も期待される。なお、調整力としては、電源だけでなく、アグリゲーターやDRなどの更なる活用も期待される。

なお、LNG火力発電所のように、燃料費等の限界費用がゼロでない電源の収益性は、単純に上記のような市場価格の平均価格だけで評価されるものではない。

限界費用がゼロでない電源は、スポット市場価格が限界費用を下回る時間帯に発電を行っても収益が上がらないため、発電を停止することが経済合理的となり、稼働率が低下する要因となる。

このため、限界費用がゼロでない電源の収益性は、スポット市場価格の水準だけでなく、限界費用の水準や、稼働率の水準からも評価されることとなる。

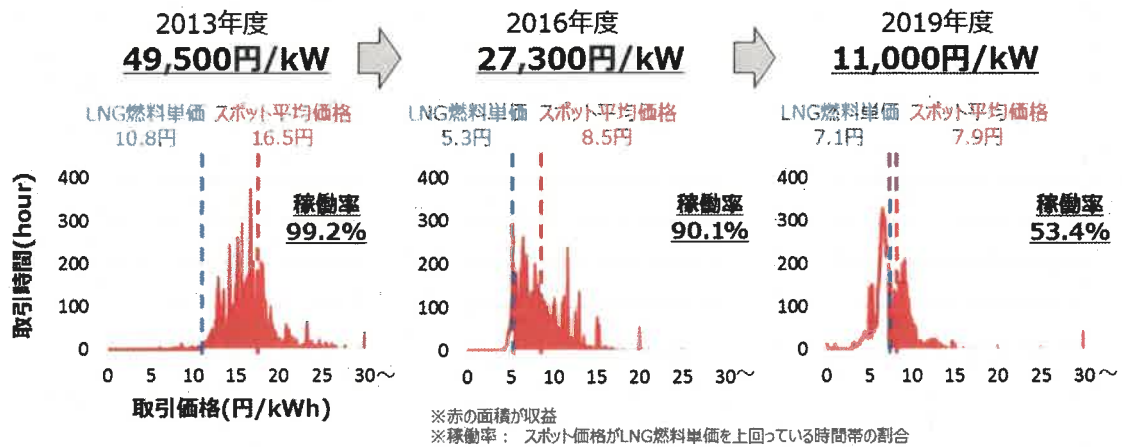


図 28 一定の仮定に基づき算出した年度ごとの LNG 火力の収益の推移

(発電事業者の投資意思決定における課題)

民間事業者の投資意思決定においては、「標準ケース」、「アップサイドケース」、「ダウンサイドケース」といった各ケースの発生確率を分析した上で、リスクに見合うだけの収入見通しがあれば、投資が行われるのが一般的である。

発電事業は初期に多額の投資を伴うことや、発電事業者の収入構造を踏まえれば、市場からの将来収入のダウンサイドリスク<sup>113</sup>が大きい場合には、投資が十分に進まない可能性がある。

再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、スポット市場価格は0円/kWh近傍となる時間帯と高騰する時間帯への二極化が進むことが予想され、将来のスポット市場価格が低位に推移する状況を考慮せざるを得ない。また、容量市場も図 29 のように海外の例を見ると、年度ごとに大きく価格が変動しており、投資回収の見通しが立てづらい状況である。

そのため、電源投資を安定的に確保する観点からは、将来収入のダウンサイドリスクへの対応が課題として考えられる。

<sup>113</sup> 限界費用がゼロでない電源については、スポット市場価格の不確実性は、稼働率の不確実性ととも、複合的な形で収益のダウンサイドリスクにつながると考えられる。

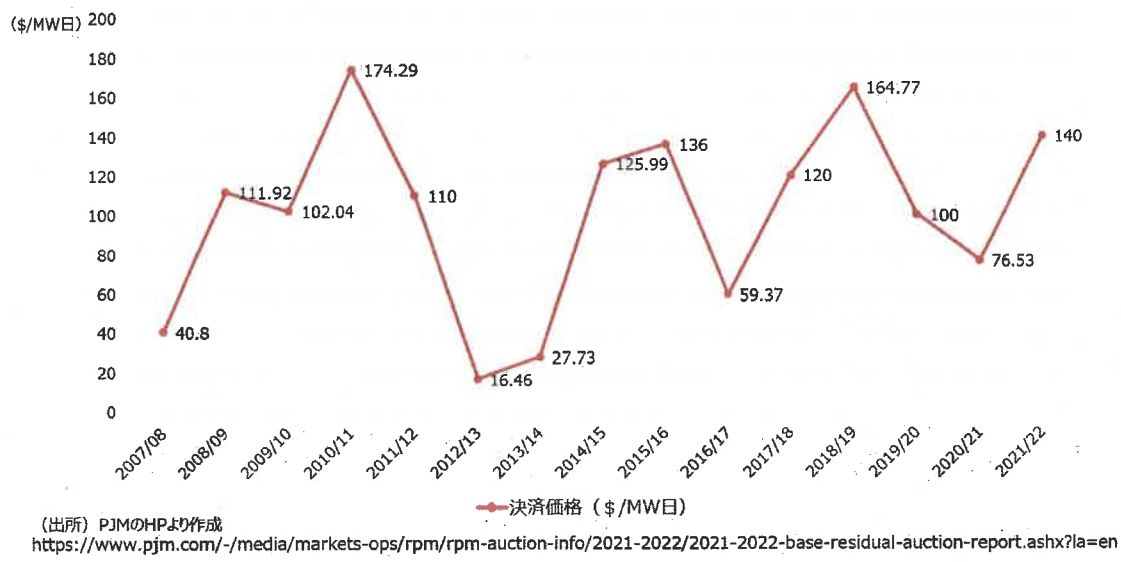


図 29 米国 PJM の容量オークション結果

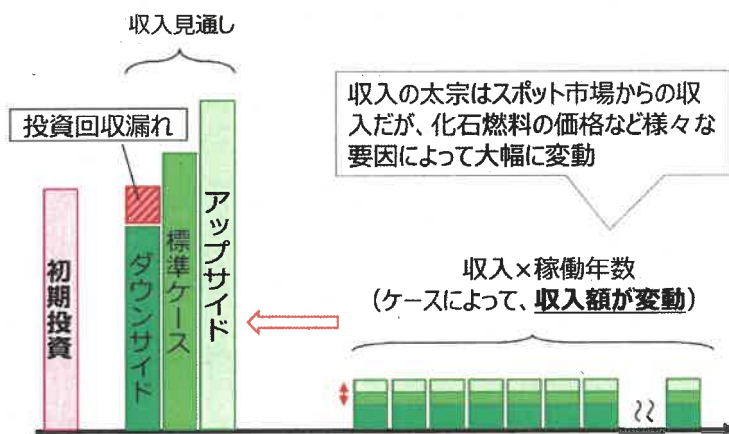


図 30 発電投資におけるダウンサイドリスク

(発電投資に係る課題を踏まえた制度措置の基本的考え方)

以上を整理すると、発電コスト（固定費・可変費）は、スポット市場等と容量市場からの収入により賄われることが基本だと考えられるものの、発電事業者が新規投資を行おうとする場合、ファイナンスの観点からも、将来のスポット市場価格が低位に推移する状況を考慮せざるを得ない。

そのため、長期的な視点で見れば、本来効率的な投資であっても、投資回収に長期間を要する電源への投資は進まないおそれがあるため、新規投資に対し、長期的な予見可能性を付与する仕組みが必要である。

その際、海外の事例も参考にし、他制度との整合性や日本固有の事情を考慮しつつ、国民負担を最大限抑制する仕組みとなるようにすると共に、2050年カーボンニュートラル実現が宣言されたことも踏まえ、その実現に資するものとなるよう設計する必要がある。



## ②本制度の方向性

上記の基本的考え方も踏まえると、本制度の方向性としては以下のように考えられる。

### (対象の考え方)

2050年カーボンニュートラル実現を目指していくためには、電源構成の大きな割合を占める化石火力への依存度を低減させていく必要がある。ただし、電力の安定供給は大前提であることから、化石火力が担ってきた供給力や調整力を確保しつつ、電源の新陳代謝を行っていくことが重要である。

そのため、本制度の対象については、2050年のカーボンニュートラル目標と安定供給の両立に資するものとすべきであり、具体的な対象については、エネルギー基本計画の見直しも踏まえ、更に検討を深めていくこととした。

### (電源建設リードタイムの考慮)

電源建設のリードタイムは長く<sup>114</sup>、新規投資促進に当たっては、この点への配慮も必要であると考えられる。

例えば現行の容量市場のように、仮に入札から4年後に運転開始が必要となる制度となれば、リードタイムが短い簡易な電源しか入札することができなくなることが想定されるため、FIT制度において電源種ごとに運転開始期限を設定していることを参考に、リードタイムを十分に考慮した制度設計とすることが適当である。

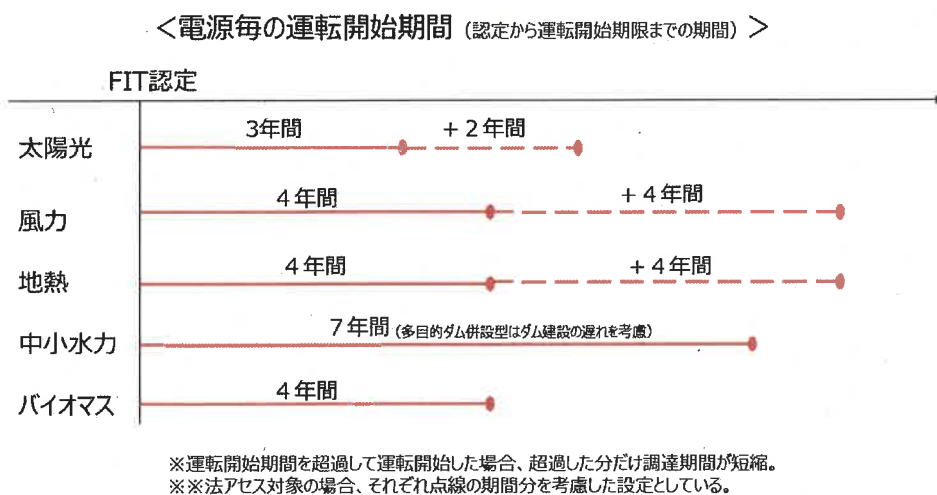


図 31 FIT 制度における運転開始期限

### (容量収入の長期固定化)

長期的な予見可能性を付与する海外制度の例として、図 32 に見られるように、容量市場において新設電源について長期の契約期間としている事例が存在する。英国では、新設の

<sup>114</sup> 過去 10 年度分（2010 年 4 月～）に環境影響評価書が提出された LNG 火力の案件について、計画提出から運転開始（既に稼働のものは実績、未稼働のものは予定日）を集計した平均値では、10 年程度となる。

契約期間が15年である中で、実際に一定量の新設電源が落札している。

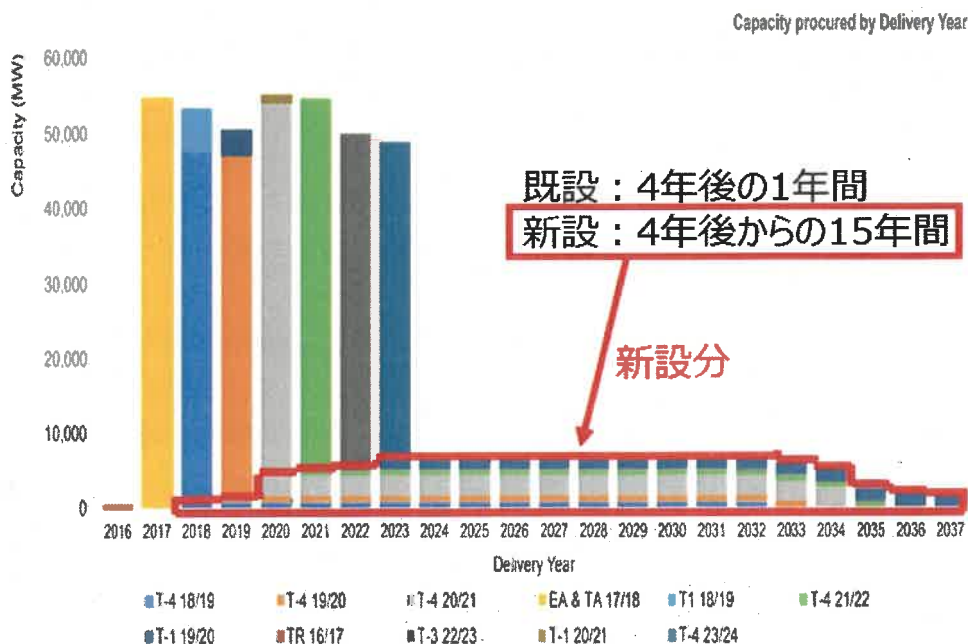
このような事例も参考にすると、現行の容量市場の入札とは別に、入札対象を新規投資に限定した入札を行い、容量収入を得られる期間を「1年間」ではなく「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する方法が考えられる。その際、電源種混合の入札とすることで、共通の環境下で競争が働く仕組みとする。

国・地域	容量確保時期		契約期間	
	メインオークション	追加オークション	既設	新設/改修
米国PJM	3年前	20か月前 10か月前 3か月前	1年	最長3年
米国NYISO	1か月前	月次(契約期間中)	6か月 (夏季5~10月、 冬季11~4月)	6か月 (夏季5~10月、 冬季11~4月)
米国ISO-NE	3年前	2年前 1年前 直前 月次(契約期間中)	1年	最長7年
イギリス	4年前	1年前	1年	新設：最長15年 改修：3年

出所：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会  
制度検討作業部会 第10回資料3より

図 32 諸外国・地域の容量契約期間

2019年オークション(2023年実需給分)までの実需給年度別の累積確保容量



出所：EMR Delivery Body (National Grid ESO)社のHP公表資料より。赤枠を加筆。  
<https://www.emrdeliverybody.com/CM/Auction-Results-1.aspx>

図 33 英国の容量市場の落札結果

(本制度の方向性)

以上を踏まえると、図 34 のように、カーボンニュートラルと安定供給の両立に資する新規投資に限り、電源種混合での入札を実施し、落札案件の容量収入を得られる期間を複数年間とすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する方法が考えられる。今後、この案を基礎に、制度の詳細を検討していくこととした。

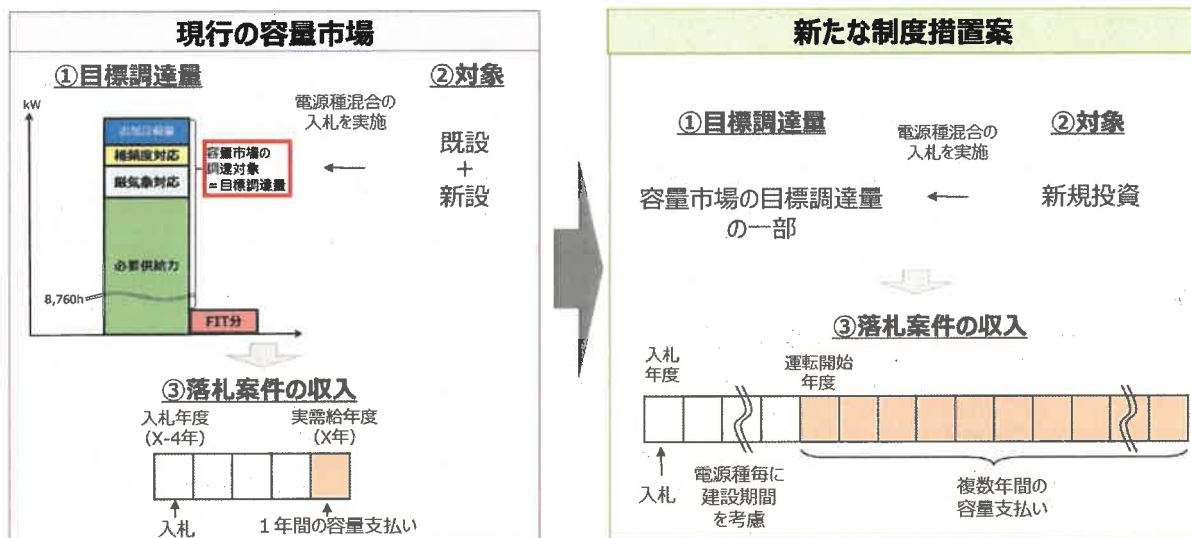


図 34 本制度のイメージ

### ③制度設計時の留意点

本制度の導入に当たっては、既存の他の制度との整合性や関係を考慮し、国民負担や制度の複雑化を最大限抑えることも重要な観点であることから、今後の詳細設計に当たり、以下の点に留意することとする。

(現行の容量市場との整合性)

現行の容量市場は、落札電源の大半が既設電源となっており、4年後の1年間の供給力を評価する市場であるため、容量市場はそれ単独では、電源投資を行う者に対して、長期的な予見可能性を付与することは困難である。

したがって、現行の容量市場により中期的な安定供給に必要な供給力を確保しつつ、本制度によって新規投資を進め、国民負担を最大限抑制しながら、電源の新陳代謝を促していくこととし、本制度の適用を受けた電源の容量分を、現行の容量市場の募集量から控除する仕組みとする。

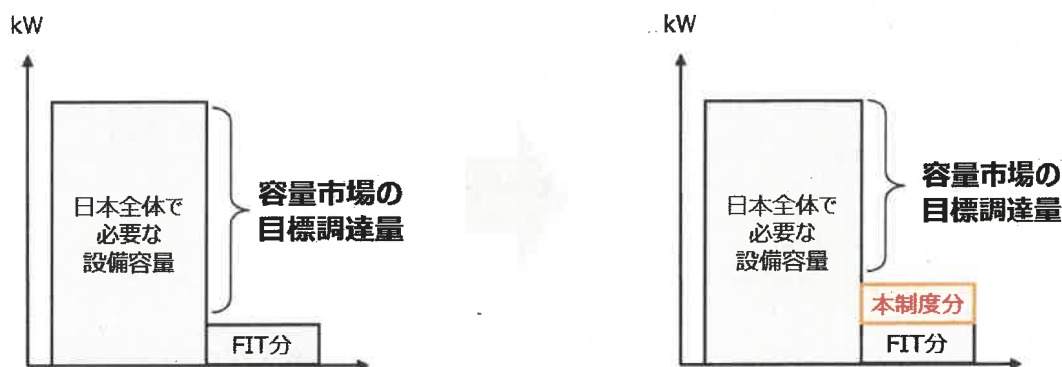


図 35 現行容量市場と本制度の目標調達量の関係イメージ

(FIT・FIP 制度との関係)

FIT 制度は、発電した再生可能エネルギー電気を、投資インセンティブが確保される固定価格 (FIT 価格) で調達期間にわたって買い取られることを保証するものであり、FIP 制度は、再生可能エネルギーの自立化へのステップとして、FIT 制度から他電源と共通の環境下で競争するまでの途中経過に位置付けられるように、他の審議会で整理されている。<sup>115</sup>

FIT・FIP 制度では、電源種ごとに FIT・FIP 価格を決定し、徐々に価格を低下させていき、いずれは FIT・FIP 制度を適用せずに、他電源と共通の環境下で投資を行う「自立化」を目指すこととしているものの、本制度は、様々な電源種が電源種混合で共通の環境下で競争を行っていく仕組みである。

したがって、再生可能エネルギー電源への投資を行おうとする事業者が、FIT・FIP 制度の適用を選択しない場合には、本制度での競争に参加することができることとする。なお、FIT・FIP 制度の適用を選択した場合には、現行容量市場には参加不可となっていることと同様に、本制度にも参加不可とすることと整理した。

(c) 今後の検討について

電力の安定供給を確保しつつ、2050 年カーボンニュートラルを実現していくためには、老朽電源や化石電源に依存し続けることは困難であり、建設リードタイムも考慮すると、電源の新規投資を足下から促していくことが重要である。

そのため、早期に本制度を開始できるよう、上記の案を基礎に、主に以下のような論点について、具体的な検討を深めていくこととする。なお、現行容量市場との関係もあることから、検討に際しては、電力広域機関や電力・ガス取引監視等委員会等とも連携して進めていくことが適当である。

<sup>115</sup> 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会合同会議 エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正に係る詳細設計 (2021 年 2 月)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/20210226\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/20210226_1.pdf)

表 11 今後検討を深めるべき論点

論点	検討すべき内容
①対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な対象</li> <li>・ CO2 を排出する供給力や調整力の取扱い</li> </ul>
②募集量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集量の設定方法</li> </ul>
③リードタイムの考慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転開始までのリードタイムの考慮方法</li> </ul>
④入札価格の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期投資額の取扱い</li> <li>・ 制度期間中に発生する運転維持費や大規模修繕の取扱い</li> <li>・ 長期間に渡る他市場収益をどのように考慮すべきか</li> </ul>
⑤調達方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような方法で調達する供給力や調整力を決定するか</li> </ul>
⑥制度適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の耐用年数と制度適用期間の関係の考え方</li> </ul>
⑦上限価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限価格の設定方法</li> </ul>
⑧調整係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間にわたる調整係数の設定方法</li> </ul>
⑨拠出金の負担者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担者と負担計算方法の考え方</li> </ul>
⑩リクワイアメント・ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参入障壁とのバランスの考慮</li> </ul>
⑪現行容量市場との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行容量市場と本制度の統合的な設計のあり方</li> </ul>